交　N13－68	電動アシスト自転車 ＫＨ－ＤＣＹ07	株式会社カイホウジャパン 東京都八王子市北野町598－11
交　N13－69	電動アシスト自転車 ＴＡＳＫＡＬ－Cute－ＷＤＸ	神田無線電機株式会社 東京都港区芝２丁目７番17号住友芝公園ビル15階
交　N13－70	電動アシスト自転車 ＴＡＳＫＡＬ－Ｌ２－ＤＸ	神田無線電機株式会社 東京都港区芝２丁目７番17号住友芝公園ビル15階
交　N13－71	ブリヂストンアシスタ A81	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　N13－72	ブリヂストンアシスタ A82	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　N13－73	ヤマハパス X951	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　N13－74	ヤマハパス X952	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　N13－75	エナシス　ベルファム ＣＢＡＥＮ－Ｃ２	株式会社あさひ 大阪府大阪市都島区高倉町３丁目11番４号
交　N13－76	エナシス　エルピュール ＣＢＡＥＮ－Ｂ３	株式会社あさひ 大阪府大阪市都島区高倉町３丁目11番４号
交　N13－77	ＴＯＭＡ　250 ＰＴ－250	株式会社ｅｃｏｍｏ 東京都港区赤坂９－７－２東京ミッドタウンレジデンシィズ1502

○国家公安委員会告示第四十六号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の五第三項において準用する同令第三十九条の二第五項の規定により平成二十五年十一月二十一日付けをもって次のとおり型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十二月九日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

型式認定番号	自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　A13－64	ＮＣＢ63 ＥＮＣＢ63	パナソニックサイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13－13
交　A13－65	電動アシスト三輪自転車（後車体固定式） ＡＳＵ－３Ｗ01－ＫＯ	フランスベッド株式会社 東京都昭島市中神町1148

交　A13－66	電動アシスト自転車 ＫＨ－ＤＣＹ07	株式会社カイホウジャパン 東京都八王子市北野町598－11
交　A13－67	電動アシスト自転車 ＴＡＳＫＡＬ－Cute－ＷＤＸ	神田無線電機株式会社 東京都港区芝２丁目７番17号住友芝公園ビル15階
交　A13－68	電動アシスト自転車 ＴＡＳＫＡＬ－Ｌ２－ＤＸ	神田無線電機株式会社 東京都港区芝２丁目７番17号住友芝公園ビル15階
交　A13－69	ブリヂストンアシスタ A81	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　A13－70	ブリヂストンアシスタ A82	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　A13－71	ヤマハパス X951	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　A13－72	ヤマハパス X952	ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地
交　A13－73	エナシス　ベルファム ＣＢＡＥＮ－Ｃ２	株式会社あさひ 大阪府大阪市都島区高倉町３丁目11番４号
交　A13－74	エナシス　エルピュール ＣＢＡＥＮ－Ｂ３	株式会社あさひ 大阪府大阪市都島区高倉町３丁目11番４号
交　A13－75	ＴＯＭＡ　250 ＰＴ－250	株式会社ecomo 東京都港区赤坂９－７－２東京ミッドタウンレジデンシィズ1502

○外務省告示第三百七十二号

平成二十五年九月二十七日、国際連合安全保障理事会において、シリア・アラブ共和国情勢に関し、化学兵器の廃棄等を決定する次の決議が採択された。

平成二十五年十二月九日

外務大臣　岸田　文雄

二千十三年九月二十七日に国際連合安全保障理事会がその第七千三十八回会合において採択した決議第二千百十八号（二千十三年）

安全保障理事会は、

二千十一年八月三日、二千十二年三月二十一日及び二千十二年四月五日の議長声明並びに安全保障理事会決議第千五百四十号（二千四年）、決議第二千四十二号（二千十二年）及び決議第二千四十三号（二千十二年）を想起し、

シリア・アラブ共和国の主権、独立及び領土保全に対する強い約束を再確認し、

化学兵器及びその運搬手段の拡散が国際の平和と安全に対する脅威を構成することを再確認し、

シリア・アラブ共和国が、千九百二十五年六月十七日にジュネーブで署名された窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書に千九百六十八年十一月二十二日に加入したことを想起し、

シリア・アラブ共和国が、二千十三年九月十四日に、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約（以下「条約」という。）への加入書を事務総長に寄託し、また、シリア・アラブ共和国について効力を生ずるまでの間、条約を暫定的に適用しながら、その規定を誠実かつ真剣に遵守する旨を宣言したことに留意し、